

令和5年3月29日

第4回 第4期特定健診・特定保健指導
の見直しに関する検討会

資料5

特定健康診査情報の随時提出について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

随時提出の現状と実施促進の対応案

- ・ 特定健診の結果は保険者からの随時提出と法定報告によりマイナポータルで確認が可能となっているが、法定報告ではマイナポータル反映時期は健診年度の翌年12月頃となることから、健診受診時から結果の閲覧可能となる時期までに乖離があるため、随時提出を推進する必要がある。
- ・ 随時提出は全体の46.7%が実施しているが、健診結果到着後1ヶ月以内に随時提出している保険者は30.1%であり、登録が進んでいない。

【特定健診情報（閲覧用ファイル）のオンライン資格確認システムへの登録頻度】

	全体	市町村国保	健康保険組合	共済組合	国保組合	全国健康保険協会※
回答数	3,285	1,661	1,334	85	157	48
随時提出実施	1,535 (46.7%)	951 (57.3%)	402 (30.1%)	31 (36.5%)	104 (66.2%)	47 (97.9%)
うち1ヶ月以内	988 (30.1%)	570 (34.3%)	272 (20.4%)	24 (28.2%)	75 (47.8%)	47 (97.9%)
法定報告のみ	1,381 (42%)	427 (25.7%)	867 (65%)	52 (61.2%)	34 (21.7%)	1 (2.1%)
無回答	369 (11.2%)	283 (17%)	65 (4.9%)	2 (2.4%)	19 (12.1%)	0 (0%)

(令和4年度保険者データヘルス全数調査より)

※全国健康保険協会は協会けんぽの各都道府県支部と船員保険と合わせて48となっている。

- ・ 事業者健診情報（40歳未満）については、2023年度中からマイナポータルで確認可能とすることとされているため、保険者により随時提出の仕組みを整える必要がある。

対応案

- ・ 加入者本人が自らの特定健康診査情報等を速やかに閲覧できるよう、保険者は健診結果を受領してから1か月以内に閲覧用ファイルを提出することが望ましいことを周知する。